

厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
『罪を犯した障害者・高齢者等の支援を包括的に担う人材を育成するための、
研修・実地プログラムや支援ツールの開発に関する調査研究事業』

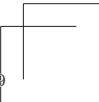
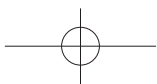
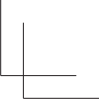
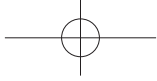
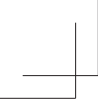
実践 ハンドブック

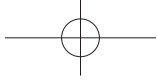


平成30年度
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

目次 Contents

はじめに	P.3
Introduction 刑事司法の流れ・定着支援センターの主な業務について	P.5
Chapter 1 現場で生きる！基礎講座	
1. The 基礎講座（矯正）	P.14
2. The 基礎講座（保護）	P.24
3. The 基礎講座（定着）	P.38
4. The 基礎講座（司法）	P.47
Chapter 2 現場で生きる！「実践」エクス	
1. 支援編 I. 出口支援	P.58
II. 入口支援	P.66
2. 書式編 I. 出口書式	P.69
II. 入口書式	P.69
3. 情報 BOX	P.70
Chapter 3 現場で生きる！用語集	P.81





「実践!ハンドブック」にかけた思い -次の10年、次の世代へ-

平成21年7月に「地域生活定着支援センター」が事業化されてから、間もなくまる10年が経過します。この間、全国47都道府県の地域生活定着支援センターは、いわば矯正施設と社会とを繋ぐ“懸け橋”として、ただひたすら道なき道を切り開いてきました。

厚生労働省から公表されている「地域生活定着支援センターの支援実施状況」によれば、毎年1,400名程度の受刑者等が地域生活定着支援センターの支援を受けて社会復帰しており、この10年間で全国の地域生活定着支援センターが果たしてきた社会的役割は、決して小さなものではないと確信しています。

これから先の“10年”を見据えたとき、地域生活定着支援センターが担うべき社会的役割やニーズは、今よりもさらに大きくなっていくものと思われます。

早晚、これまでのように、1つの地域生活定着支援センターだけでその任を果たそうとすることは相当困難となる時が到来してくるでしょう。いや、もうその時は既に到来しているのかもしれない。

今回、“10年”の節目に、これまで全国の地域生活定着支援センターがそれぞれの現場で日々汗し、培ってきた実践的なノウハウや術を、さらには地域生活定着支援センターの業務を行っていく上で、知っておくべき基本的かつ実践的な内容を、「実践!ハンドブック」として一つに集約することになりました。

それはひとえに、これからの10年を担う全国の人材を支え、そして育てたい。1つの地域生活定着支援センターが得たノウハウやスキルなどの情報を、即座に全国へ配信・共有でき、全国の支援が一斉にアップデートされていくような、そんな全定協を目指していきたい、その一念です。

この「実践!ハンドブック」が、それらの序章となっていくことを願って。

※「実践!ハンドブック」の作成にあたっては、この10年間の支援現場の中で活きたエクス・ヒントを中心に掲載しています。ここに掲載されていることが全国一律の答えということではなく、あくまで現場で生きるエクス・ヒントとしてご活用いただければ幸いです。

全国地域生活定着支援センター協議会 事務局長 伊豆丸剛史

実践!ハンドブック検討委員 一同

長谷川 智(山形県地域生活定着支援センター 所長)

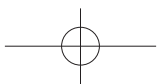
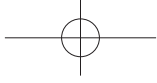
本多 崇人(新潟県地域生活定着支援センター 所長)

丹羽 宏太(愛知県地域生活定着支援センター 相談員)

小川多雅之(大阪府地域生活定着支援センター 主任相談員)

川村 圭(香川県地域生活定着支援センター アドバイザー)

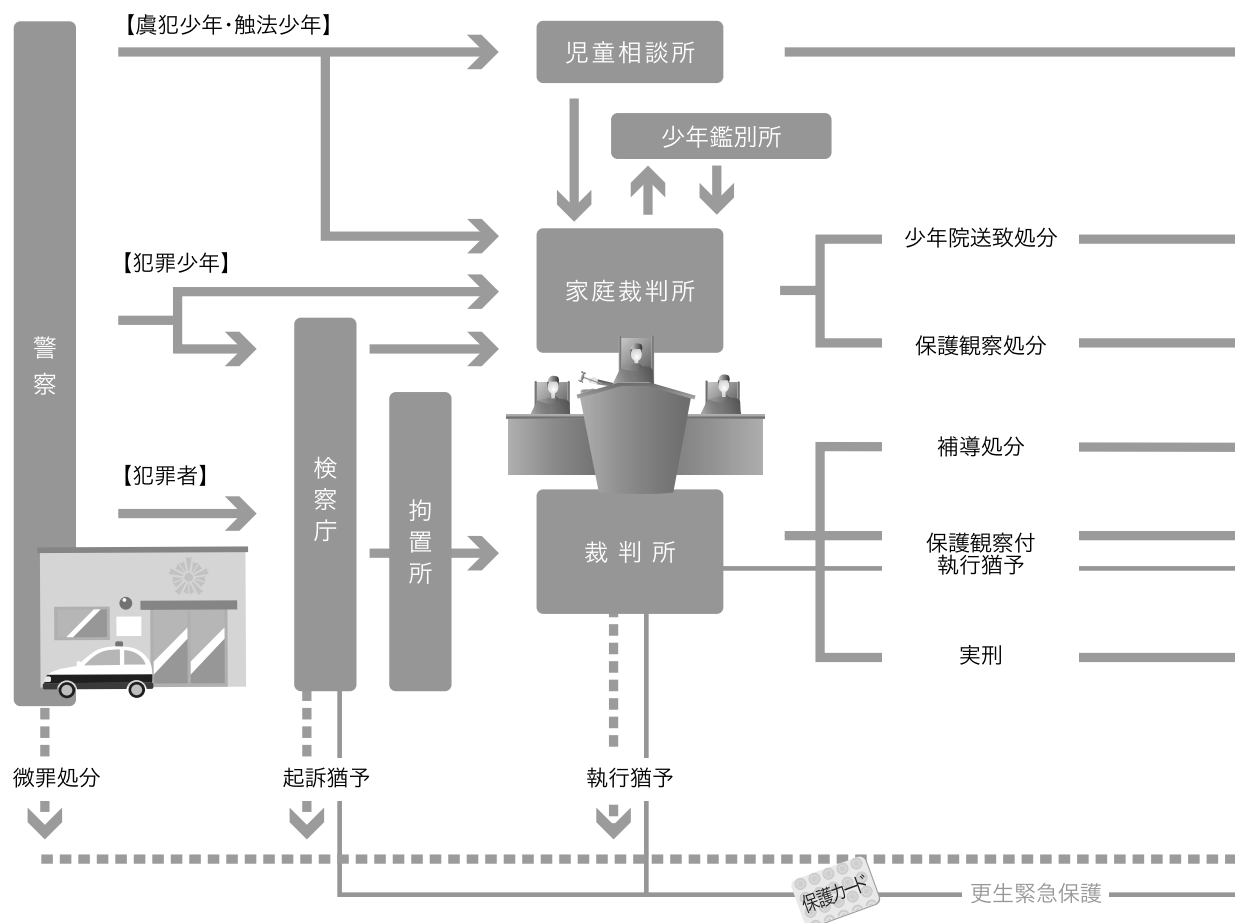
伊豆丸剛史(長崎県地域生活定着支援センター 所長)



Introduction

刑事司法の流れ
定着支援センターの主な業務について

刑事司法の流れ



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

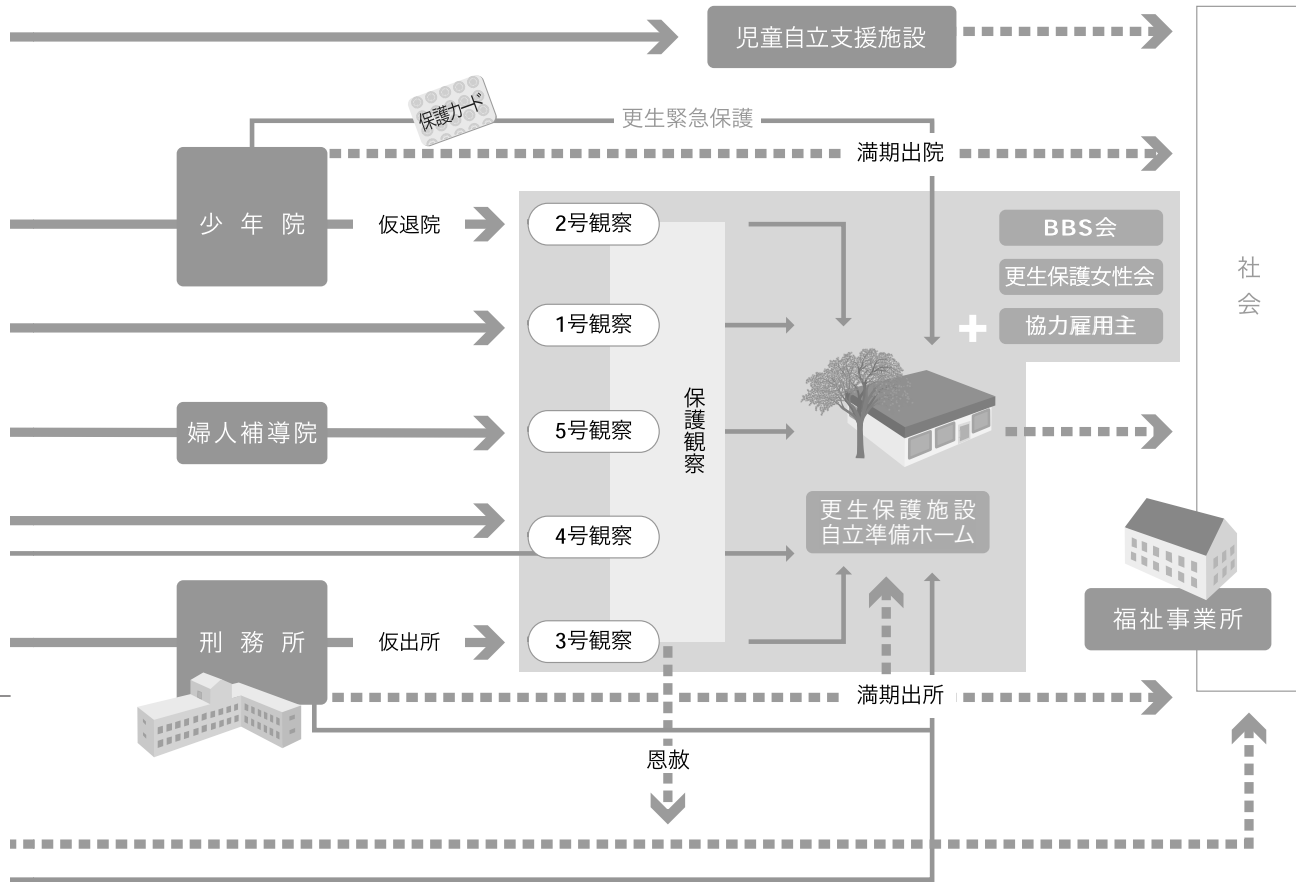
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援助を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができることとされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。

カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は科料の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

定着支援センターの5つの業務

業務1 コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」にて帰住（予定）地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障（国民健康保険等の取得）
- 所得保障（障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等）
- 受け入れ先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）
- 橋渡し（当該市町村の相談支援事業所等）



コーディネート業務

フォローアップ
事業

業務2 フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算（または、社会生活支援特別加算）の「意見書」の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



業務3 相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 矯正施設退所者、親族、地方公共団体、福祉事務所、福祉事業所、支援者等からの福祉相談（満期出所者、元特別調整対象者、退院者等）
- 更生保護施設等からの福祉相談
- 電話相談及び電話相談を受けての橋渡し（当該市町村の相談支援事業所、地域包括支援センター等）
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ



業務4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



その他必要な
事業等

定着支援センター

啓発活動等

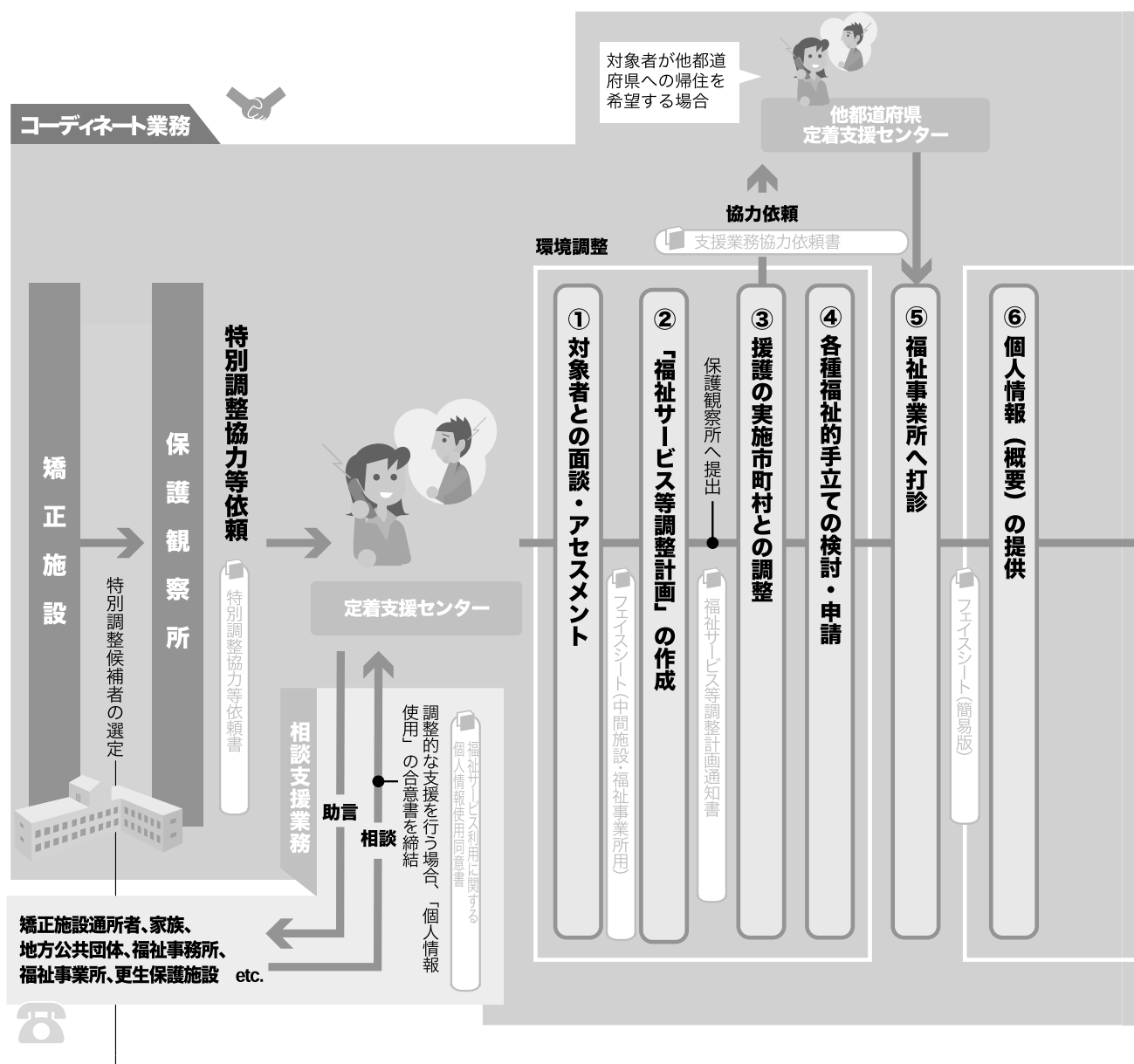
業務5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っています。

- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び関係機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動



主な業務の流れ

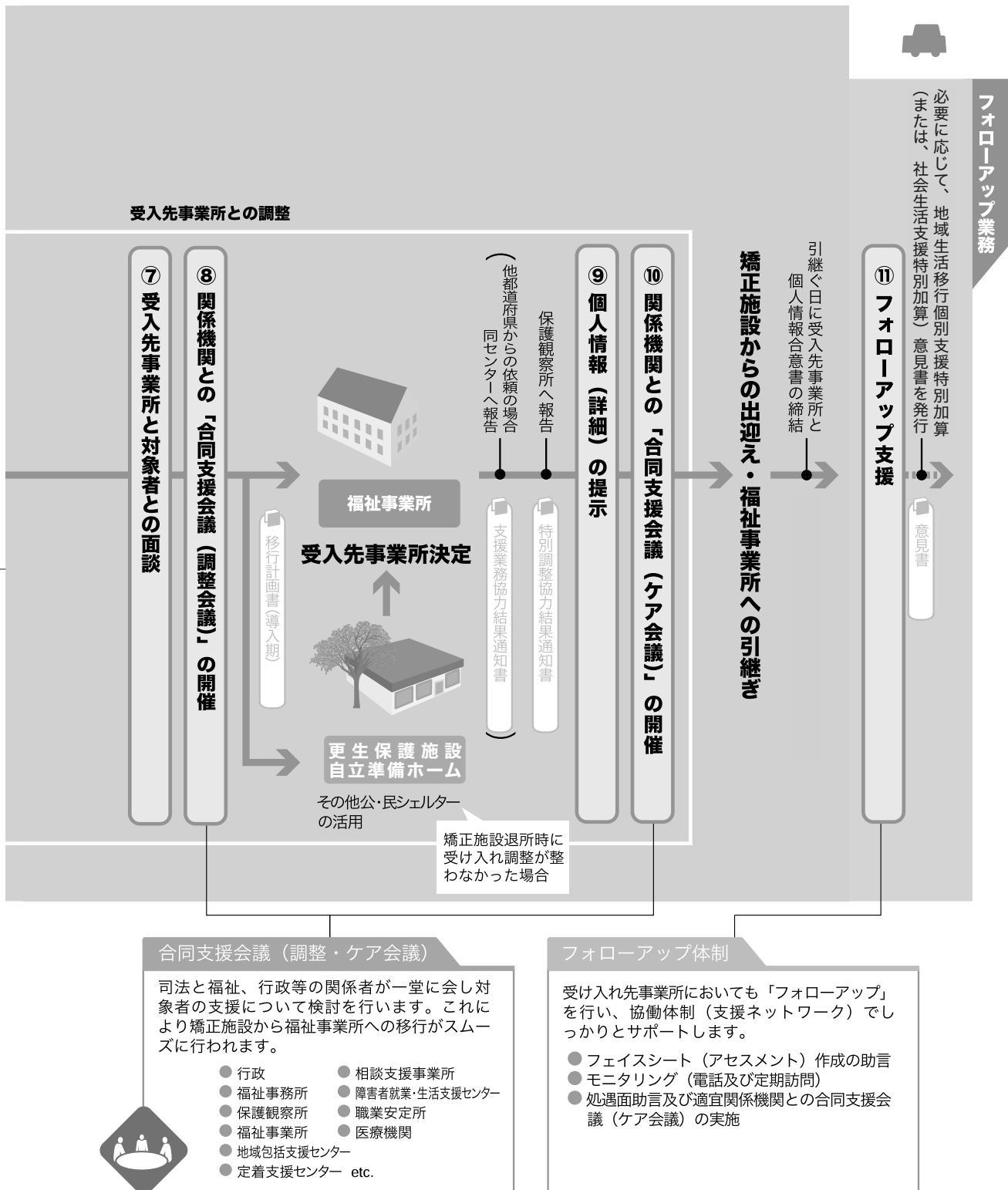


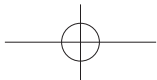
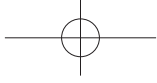
特別調整対象者

被收容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢（おおむね65歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

（平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達）





Chapter 1

現場で生きる！
基礎講座

第1分科会「THE 基礎講座(矯正)」

府中刑務所

福祉専門官 桑原 行恵

矯正施設の種類

○**刑 務 所**...懲役・禁錮又は拘留に処せられた者を収容

○**少年刑務所**...主として少年受刑者、26歳未満の若年受刑者を収容

○**拘 置 所**...主として勾留中の被疑者・被告人(未決拘禁者)を収容

○**少 年 院**...主として家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた少年を収容

○**少年鑑別所**...主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容

○**婦人補導院**...売春防止法により補導処分を受けた者を収容

※刑事施設は、拘置所・刑務所・少年刑務所の総称である。

処遇指標

★属性による処遇指標

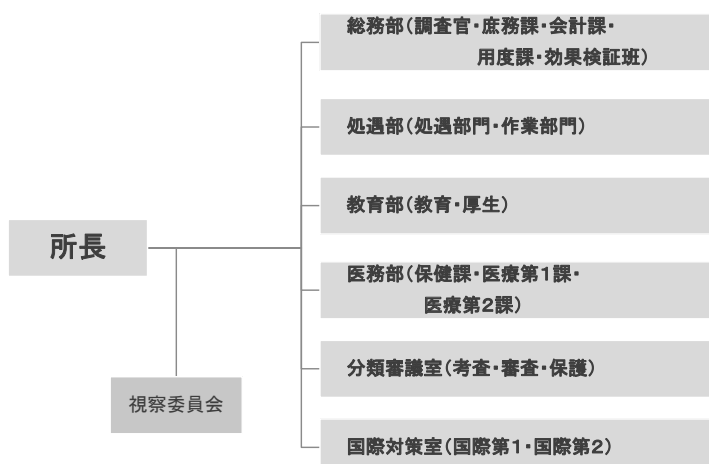
- W 女子
- F 日本人と異なる処遇を必要とする外国人
- I 禁錮受刑者
- J 少年院への収容を必要としない少年
- Jt 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年
- L 執行刑期が10年以上である者
- Y 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人
- M 精神上の疾病又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
- P 身体上の疾患又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

★犯罪傾向の進捗による処遇指標

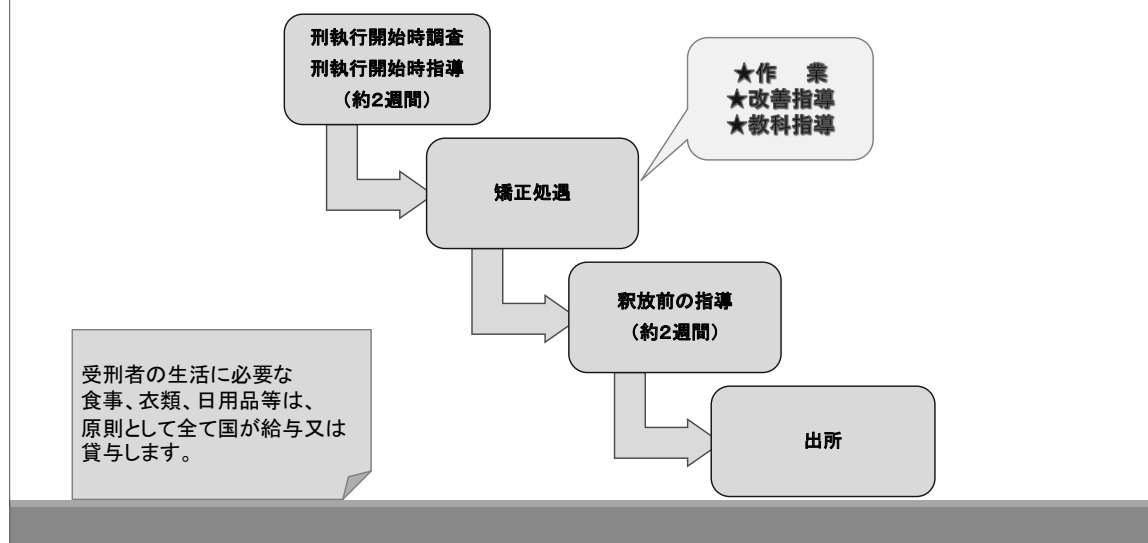
- A 犯罪傾向の進んでいない者
- B 犯罪傾向の進んでいる者
(再犯・累犯)



府中刑務所組織図

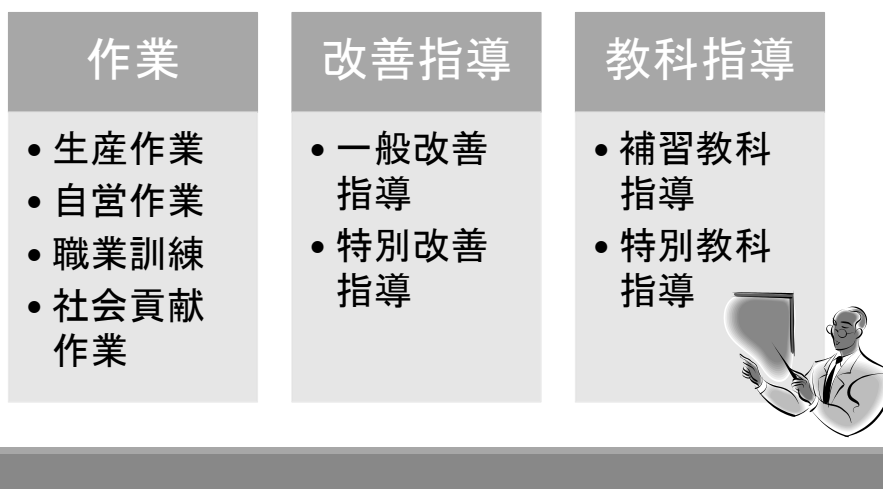


入所から出所まで



矯正処遇

目的:改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る。



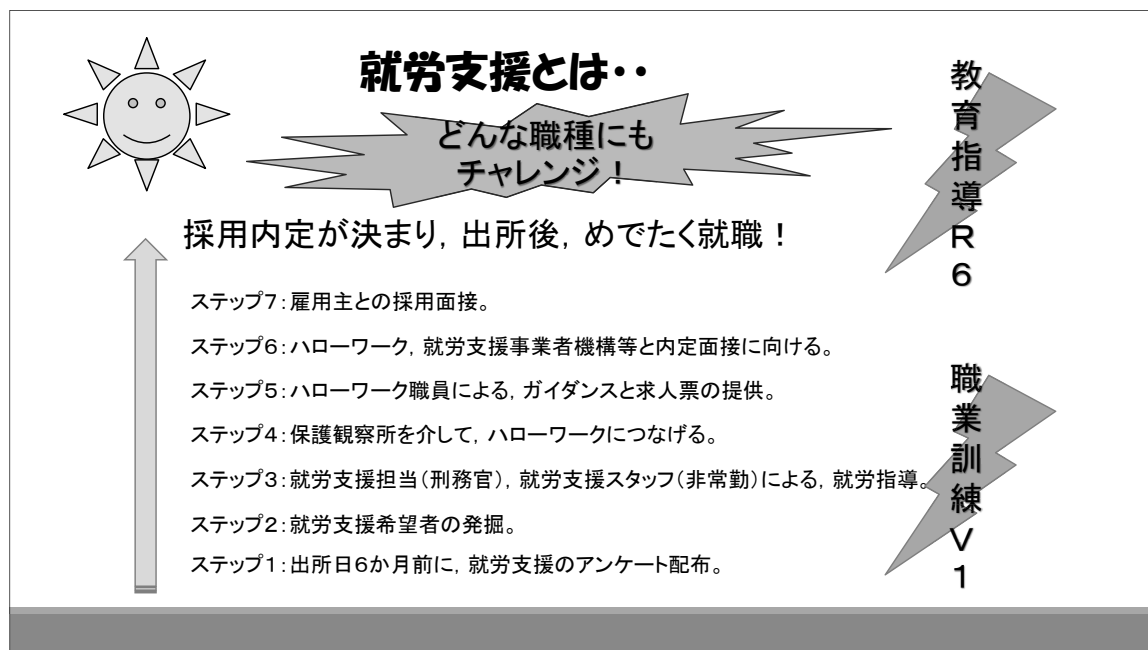
作業

→ 勤労意欲を高め、職業上有用な知識と技能を習得させる。

- ・作業時間 原則8時間を超えない範囲
- ・作業の種類 生産作業：木工、金属、洋裁等
 自営作業：炊事、営繕、洗濯等
 職業訓練：自動車整備等
- ・作業報奨金 作業奨励、出所後の更生資金

特別改善指導

- R1 薬物依存離脱指導
- R2 暴力団離脱指導
- R3 性犯罪再犯防止指導
- R4 被害者の視点を取り入れた教育
- R5 交通安全指導
- R6 就労支援指導



高齢・障害を有する受刑者の処遇

処遇上の配慮(養護工場等)

- ・施設のバリアフリー化(手すり、車椅子等)
- ・能力に応じた作業(作業事故等の防止)
- ・作業時間短縮
- ・居室指定上の配慮、集団処遇の機会の設定
- ・担当刑務官・心理技官・社会福祉士等の面接等

改善指導等

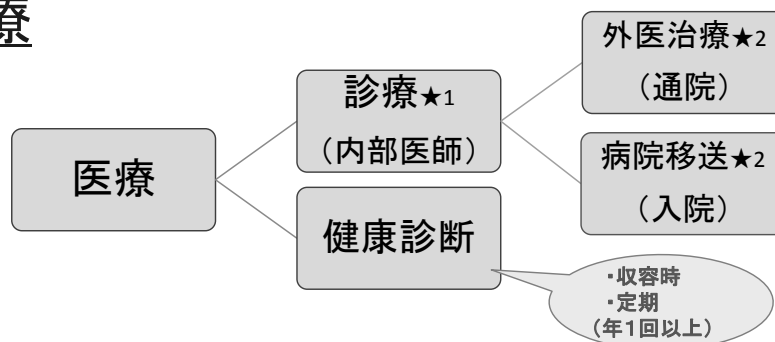
- ・高齢受刑者に対する健康運動指導等
- ・個々の問題や能力・心身のレベルに応じた各種指導

日々の生活

★運動...平日は原則として毎日30分以上
★入浴...1週間に2回以上
★余暇...1日に2時間以上



医療



★1 診療等は強制できない。
ただし、生命に危険が及ぶおそれがある場合又は他人に感染させるおそれがある場合には、合理的な範囲において診療等を実施することができる。

★2 刑事施設の医療体制だけでは対応できない場合。

受刑者の面会

権利的に面接を許される相手方

- ①親族(内縁関係者も含む)
- ②婚姻関係の調整, 訴訟の遂行, 事業の維持その他の受刑者の身分上, 法律上又は業務上の重大な利害に係る用務処理のため面会が必要な者。
- ③受刑者の更生保護に関係する者, 釈放後に受刑者を雇用しようとする者, その他面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者。

刑事施設の長の裁量により面会の可否を決する相手方

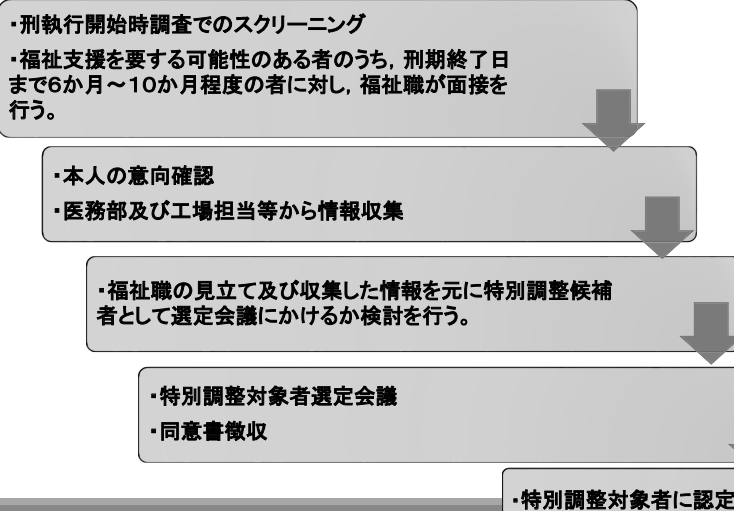
○受刑者との交友関係の維持その他面会を必要とする事情があり, 刑事施設の規律及び秩序を害せず, 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるとき。

刑務所における福祉職の役割

- ☐ 要支援者の発掘及び課題の分析
- ☐ 帰住先の調整
- ☐ 所内各部署及び外部機関との調整
- ☐ 各種手続支援
(住所設定・障害者手帳・介護保険・年金など)
- ☐ 支援対象者の心情把握
- ☐ 満期釈放者に対する講義(社会保障制度)

常勤2名
非常勤3名

特別調整対象者が選定されるまで



特別調整に準ずる一般調整

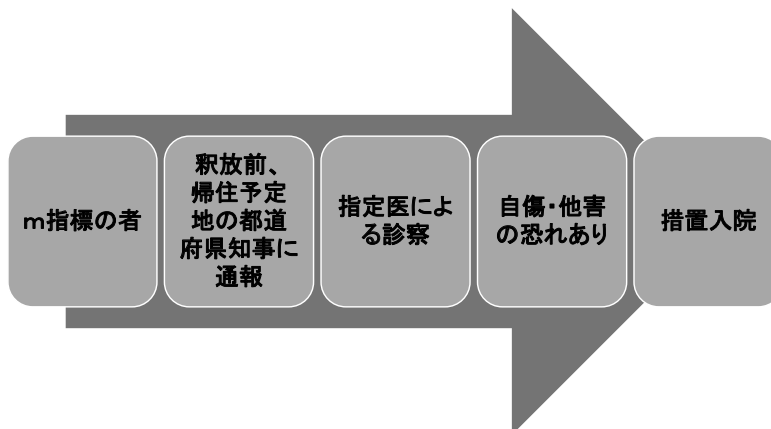
釈放後の適当な住居があるものの、
高齢又は障害を有し、自立した生活を営む上で、
福祉サービス等を受けることが必要であると認められた場合、
特別調整に準ずる形で、
保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
福祉サービス等の調整を行う。

※「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」第7項

☆施設所在地の定着支援センターは関与しない。
帰住予定地域の保護観察所及び定着支援センターと連携する。

26条通報

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)



出所時に可能な支援

保護カード

JR割引証

帰住衣

収容証明書



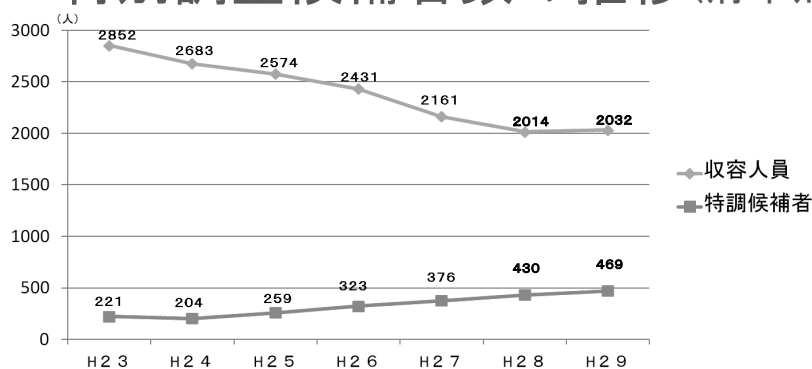
紹介状など

★保護上移送

★乗車保護

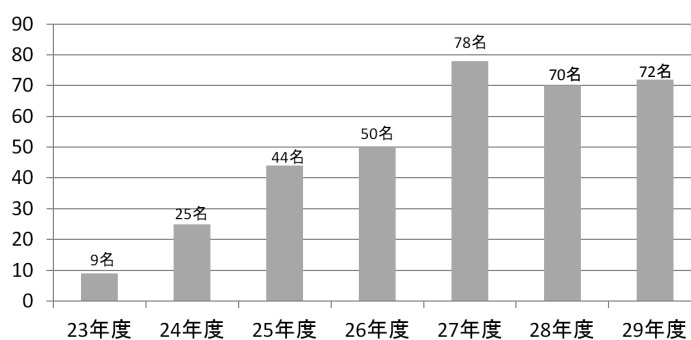


一日平均収容人員と 特別調整候補者数の推移(府中刑)



○収容人員が漸減する中、
福祉支援が必要と思われる者は年々増加している。

特別調整対象者数の推移(府中刑)



※当該年度に出所した者であり、保護上移送された者も含む。
 ※東京都地域生活定着支援センターの運営は、平成23年5月に開始された。
 ※入所回数は、初入～44入と幅広い。

保護観察所が行う生活環境調整, 更生緊急保護などについて

The基礎講座
法務省保護局観察課 調子康弘

1

- 1 保護観察所の役割
- 2 保護観察所が行う生活環境の調整
- 3 更生緊急保護
- 4 保護観察
- 5 更生保護 最近の動き

2

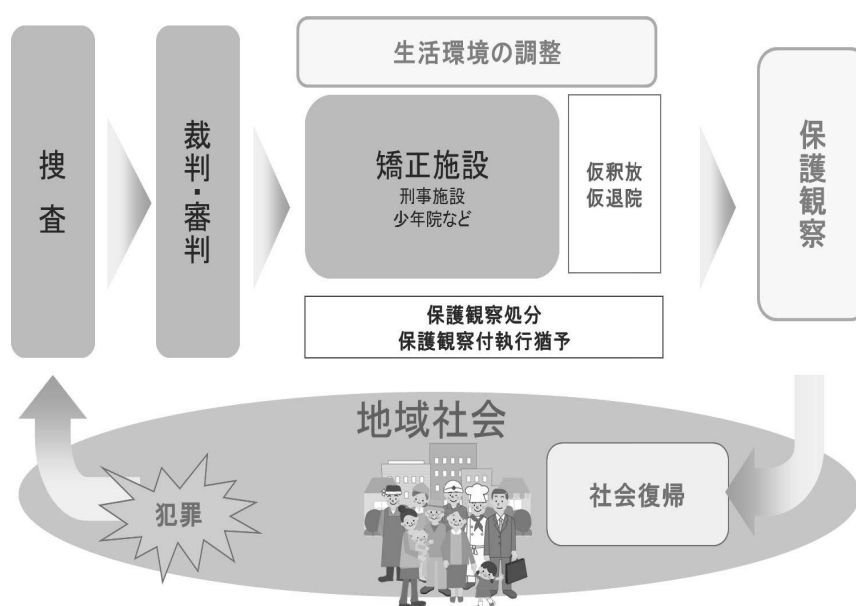
1 保護観察所の役割

- ・更生保護行政の刑事政策における位置づけ
- ・保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体
- ・保護観察所の主な業務
- ・刑事司法手続の流れ

3

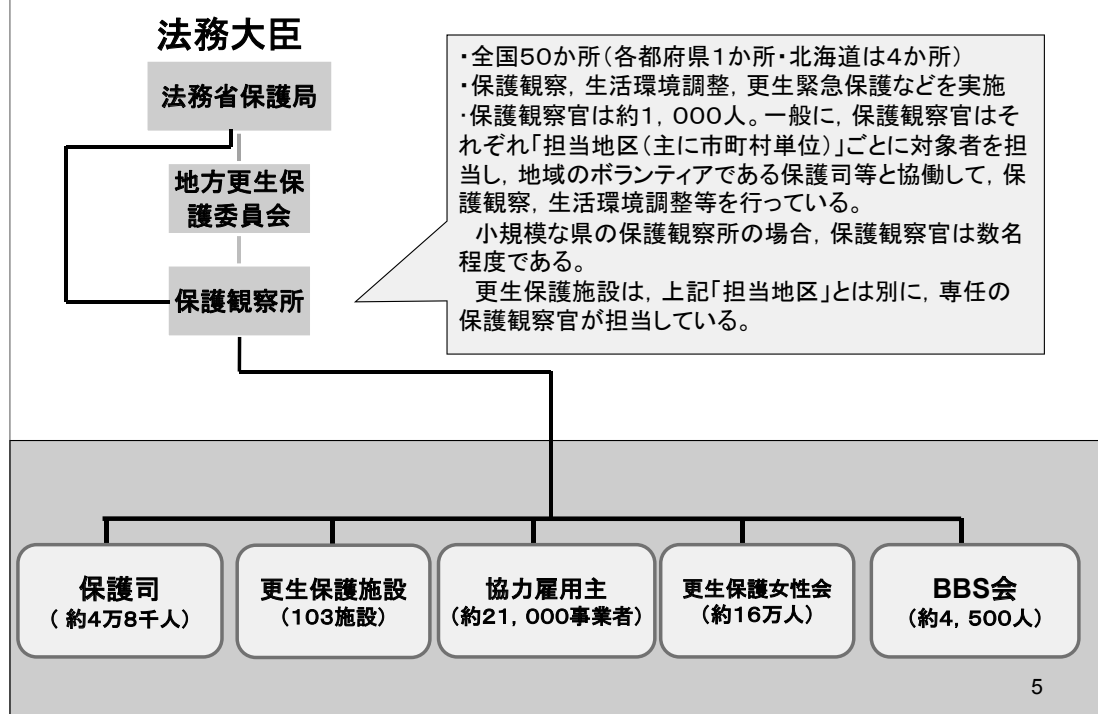
更生保護行政の刑事政策における位置付け

（更生保護行政・・・保護観察、生活環境の調整、仮釈放などを所管）



4

保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体



保護観察所の主な業務

◆更生緊急保護

満期出所者, 起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。その申出に基づき, 更生保護施設への委託などを行う。

◆生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。その希望する帰住先について, 保護司や保護観察官が赴き「出所後そこに住めるか」「就労, 就学はどうするか」などの調査, 調整を行う。

◆保護観察

仮釈放・仮退院した人や, 裁判所で保護観察付執行猶予を言い渡された人など(社会内で生活)が対象。保護観察官や保護司が個別に担当となり, 面接, 家庭訪問等により, 指導や支援を行う。個別の事案に応じて, 就労支援や各種プログラムなどを行う。対象者には保護観察期間中「遵守事項」を守る義務があり, 違反すると「引致」や仮釈放取消手続が行われる場合がある。

◆その他

医療観察, 犯罪被害者支援, 犯罪予防活動(社明), 恩赦手続などを実施している。

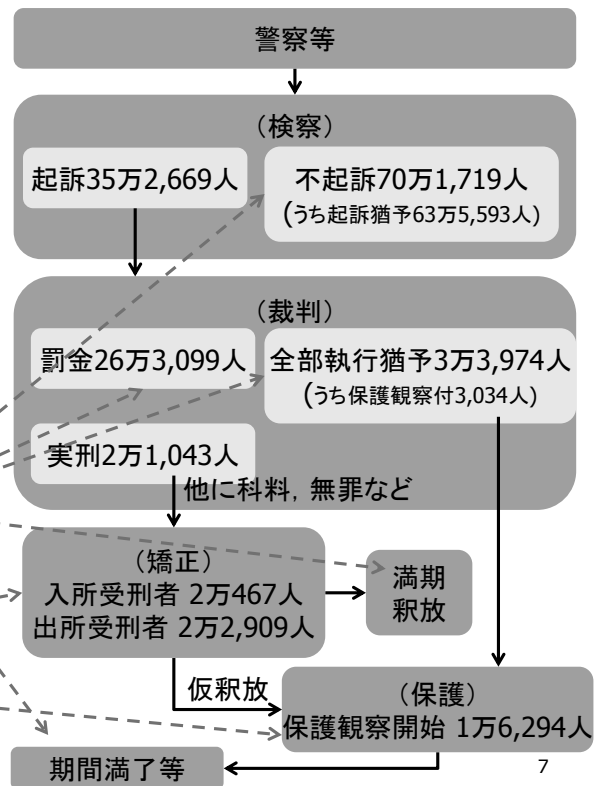
刑事司法手続の流れ

(成人の主な手続。数値はH28
(犯罪白書から))

保護観察所は、

- ・起訴猶予者、満期釈放者等
に対する更生緊急保護
(希望者のみ)
- ・受刑者等の生活環境調整
- ・保護観察

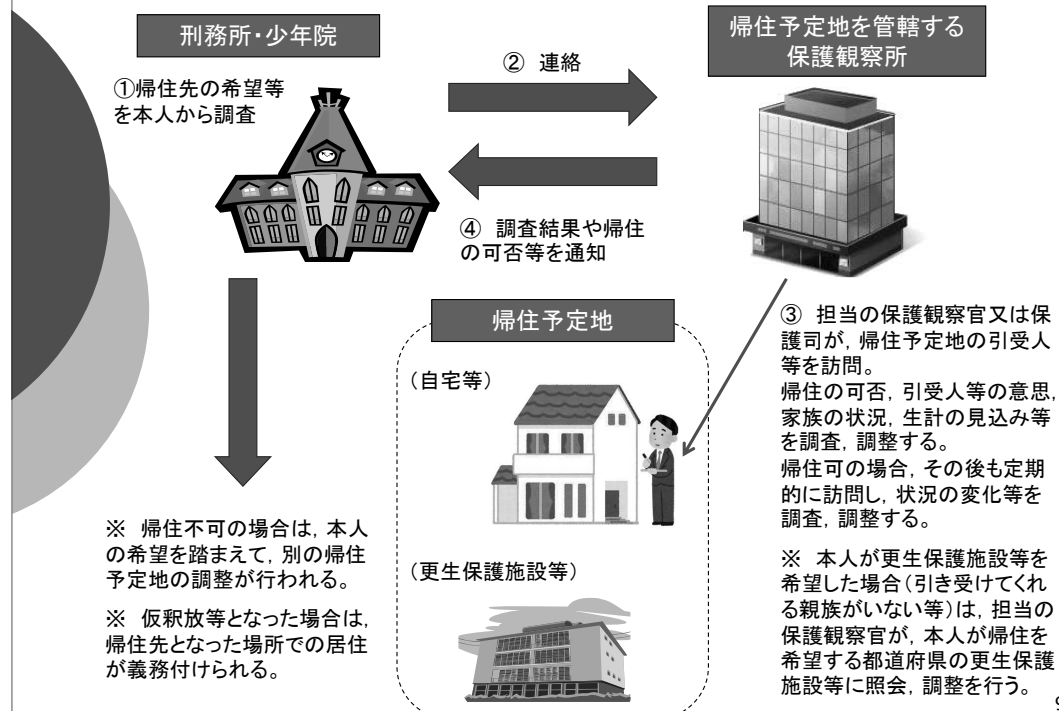
などを実施している。



2 保護観察所が行う 生活環境の調整

- ・生活環境調整の特徴
- ・仮釈放とは
- ・生活環境調整と釈放／出所

一般的な生活環境の調整のイメージ図



9

生活環境調整の特徴

◆本人の希望が出発点

初めに、例えば、刑務所や少年院に収容された人が「刑務所を出所したら、自分は母親(引受人)宅(帰住予定地)に帰りたい」等と希望する。

刑務所からその連絡を受けた保護観察所は、その母親を訪ねて、母親宅へ本人が帰住できるか等の調査・調整を行う。

→ 原則として、本人が希望した場所のみについて調査・調整を行う。

◆調査・調整は「帰住予定地」ごとに実施

調査・調整は、本人が希望した「帰住予定地」について、その地域を管轄する保護観察所(担当する保護観察官・保護司)が行う。

調査・調整の結果は、保護観察所が刑務所や少年院に連絡する。

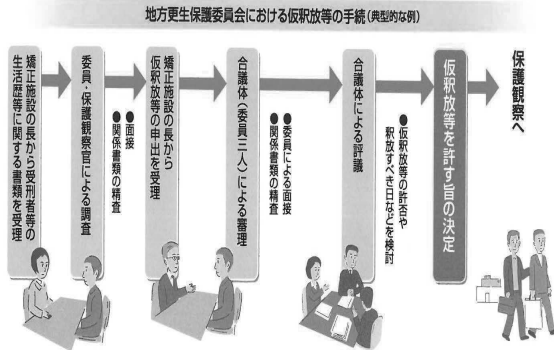
調査・調整の結果、希望する帰住予定地に帰住できない場合、本人が別の帰住予定地を希望すると次の調整が開始され、その帰住予定地を管轄する保護観察所(保護観察官・保護司)が調査・調整を行うことになる。

→ 帰住予定地が変わると、担当者も変わっていく。

10

仮釈放とは

受刑者のうち一定の許可の基準を満たした人について、刑期の満了前に仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度。仮釈放の間は保護観察に付される。



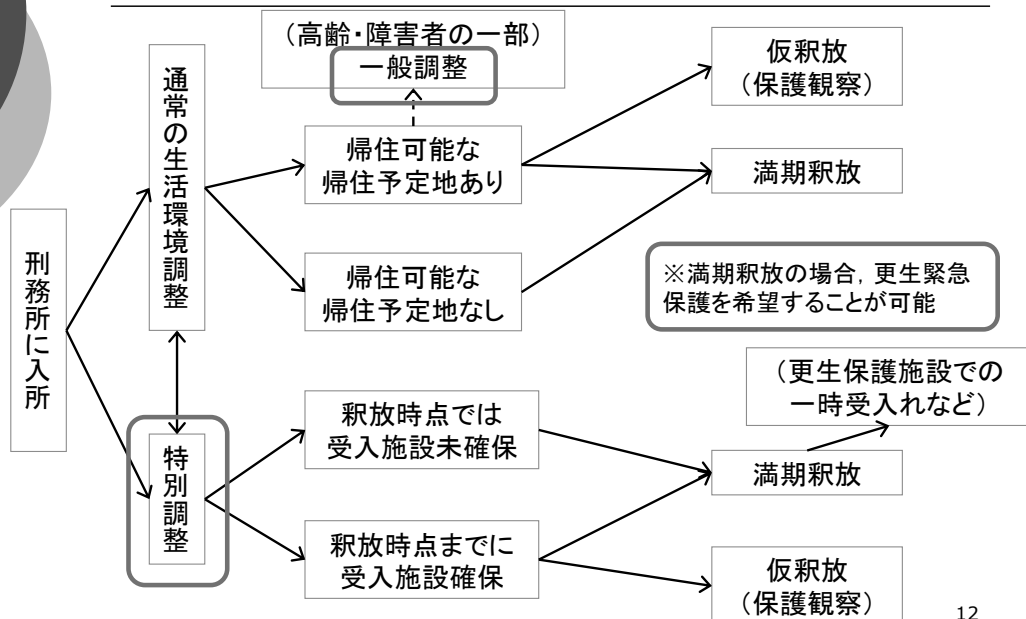
◆仮釈放の要件

- ・有期刑: 刑期の1/3経過
- ・悔悟の情, 改善更生の意欲, 再犯のおそれ, 保護観察の相当性, 社会の感情
- ・帰住可能な帰住予定地があることが前提

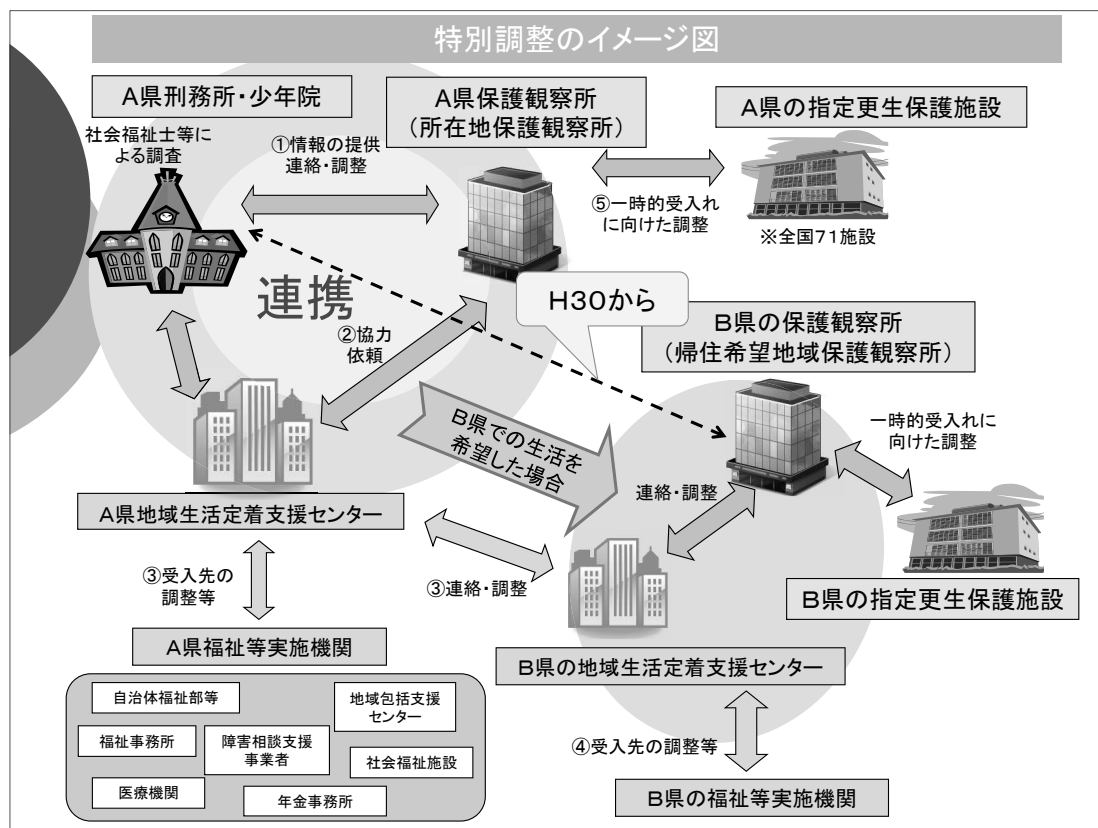
◆仮釈放率: 58.0%(H29)

11

生活環境調整と釈放／出所 特別調整と一般調整



12



3 更生緊急保護

- ・更生緊急保護とは
- ・更生緊急保護のポイント(1)～(5)

更生緊急保護とは

趣旨

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者 ○ 保護観察に付されない執行猶予者
- 起訴猶予者 ○ 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など （本人の申出が必要）

措置内容

- 宿泊場所の供与（更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託）
- 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- 宿泊場所への帰宅援助（旅費給与）など（必要かつ相当な限度で）

期間

原則として身体の拘束を解かれて6月以内（特に必要あれば6月延長可）

15

更生緊急保護のポイント(1)

◆更生「緊急」保護

その人が、身体拘束を解かれたばかりであり、親族や公共の機関等からすぐに援助や保護を得られない場合に限定して実施することが原則。保護観察所長が必要と認めた場合に実施。

身体を拘束されなかった場合、更生緊急保護の対象とならない。

◆「更生緊急保護の期間」と「仮釈放期間」

（特に更生保護施設への委託について）

更生緊急保護は「身体の拘束を解かれて6月以内」が原則。

例えば仮釈放期間が4か月の場合、4か月の仮釈放期間終了後の2か月間は更生緊急保護が可能（なお仮釈放期間中は「応急の救護」の対象）。

◆「保護カード」

釈放時に、保護の必要が認められたときや、本人が希望したとき、刑事施設や検察庁などで保護カードが交付される。

16

更生緊急保護のポイント(2)

◆本人の「申出」が必要

更生緊急保護は本人が書面で申し出ることが必要。保護観察所での保護観察官の面接などを経て、必要性などが判断される。

◆食費などの支援

更生緊急保護として、食事の援助や、宿泊場所までの交通費の支援が必要と判断されたとき、現金を支給する場合もあれば、物品（作業着、JR旅客運賃割引証等）を交付する場合もある。（支給又は貸与。同じ人に短期間に何度も支援することは殆どない。）

◆更生緊急保護の「重点実施」（試行）

H27年度開始（それ以前は「事前調整」）。起訴猶予者が対象。起訴猶予となる前に面談等を適宜行う。更生保護施設・自立準備ホームに委託して就労支援など実施。ホームレス状態で窃盗により逮捕され、起訴猶予となった人が多い。H29年度は261人に実施。

17

更生緊急保護のポイント（3）更生保護施設とは

役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施。
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施。

保護の概況

◆施設数 103施設（H30. 4. 1現在）

◆定員 2,383人（H30. 4. 1現在）

* 全面改築による一時的な定員縮小あり



施設の例

体制

- ◆経営主体
 - ・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆職員体制
 - ・常勤職員が4名程度（平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置）

18

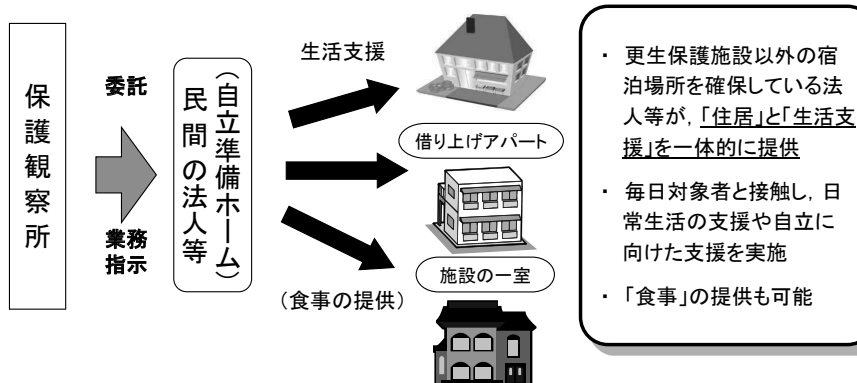
更生緊急保護のポイント（４）指定更生保護施設

概 要	◆ 全国の更生保護施設のうち、高齢者や障害者を一時的に受け入れる施設として71か所を指定 ◆ 指定された施設に、社会福祉士等の資格等を有する職員を配置（全国で77人分の予算を計上）
対 象	◆ 以下の①～③の要件を満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所長が認める者 ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体、知的、精神のいずれか）があると認められること。 ② 適当な住居がないこと。 ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認めること。
処遇内容	◆ 高齢又は障害のある刑務所出所者等の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練 ◆ 医療保健機関と連携した健康維持のための指導・助言 ◆ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整 （いわゆる特別処遇）

14

更生緊急保護のポイント（５）自立準備ホーム

緊急的住居確保・自立支援対策（平成23年度～）



- ◆ 事業者
路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者
事業者数は395（H30.4.1）。委託実人員は1,547人（H29年度）。
- ◆ 委託
保護観察所が、事業者に対し、宿泊場所の供与を委託。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のうち、適当な住居がなく委託が必要と認められる者が対象。

20

4 保護観察

- ・「保護観察」のポイント
- ・「遵守事項」「生活行動指針」のポイント
- ・「仮釈放取消し」「引致」等のポイント

21

「保護観察」のポイント

◆○号観察（H29の年間取扱事件数）

- 1号観察…家裁で保護観察が決定された少年の保護観察（約2万9千人）
- 2号観察…少年院を仮退院した少年の保護観察（約6千人）
- 3号観察…刑務所等を仮釈放された人の保護観察（約1万8千人）
- 4号観察…執行猶予に保護観察が付いた人の保護観察（約1万3千人）

◆保護観察官，保護司

保護観察官は，保護観察所に所属する常勤の職員。主に市区町村などの「保護区」単位で保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。
 非常勤のボランティアである保護司は，保護観察所からの依頼で個別の保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

◆転居の許可

保護観察対象者が転居するときは，事前に保護観察所長の許可が必要。無断で転居し所在不明となると，遵守事項違反に。

22

「遵守事項」と「生活行動指針」のポイント

◆「遵守事項」と「生活行動指針」

いずれも、保護観察対象者が保護観察期間中に守るべき約束事。

「遵守事項」は、違反すると、「仮釈放取消し」等となることがあり、特に必要なものに限定して定められる。

「生活行動指針」には生活目標的なものも含む。保護観察対象者が違反しても、「仮釈放取消し」や「執行猶予の言渡しの取消し」となることはない。

◆「遵守事項」の例

「酒を一切飲まないこと」「被害者等に一切接触しないこと」など（地方更生保護委員会又は保護観察所の長が決める。）。

◆「生活行動指針」の例

遵守事項と同様の文言のほか、「浪費を慎み、自立に向かって努力すること。」「後先のことを考えて慎重に行動すること」など（保護観察所の長が決める。）。

23

「仮釈放取消し」・「引致」等のポイント

◆遵守事項違反による仮釈放取消し・執行猶予取消し

遵守事項違反があった場合には、その情状などを考慮して、仮釈放や執行猶予の言渡しを、取り消される場合がある。

仮釈放を取り消されたり、執行猶予の言渡しを取り消されると、受刑することとなる。

「仮釈放取消し」は、地方更生保護委員会が決定する。

「執行猶予の言渡しの取消し」は、裁判所が決定する。

◆「引致」

保護観察所は、裁判官が発する引致状により、保護観察対象者を強制的に保護観察所へ引致することができる。

引致の要件は「遵守事項違反があり、出頭命令に応じない」など。引致後、仮釈放取消し等の手続が行われる場合が多い。

24

5 更生保護 最近の動き

- ・保護観察所における入口支援の新たな枠組み
- ・特別支援ユニットの新設
- ・一部猶予の動向

25

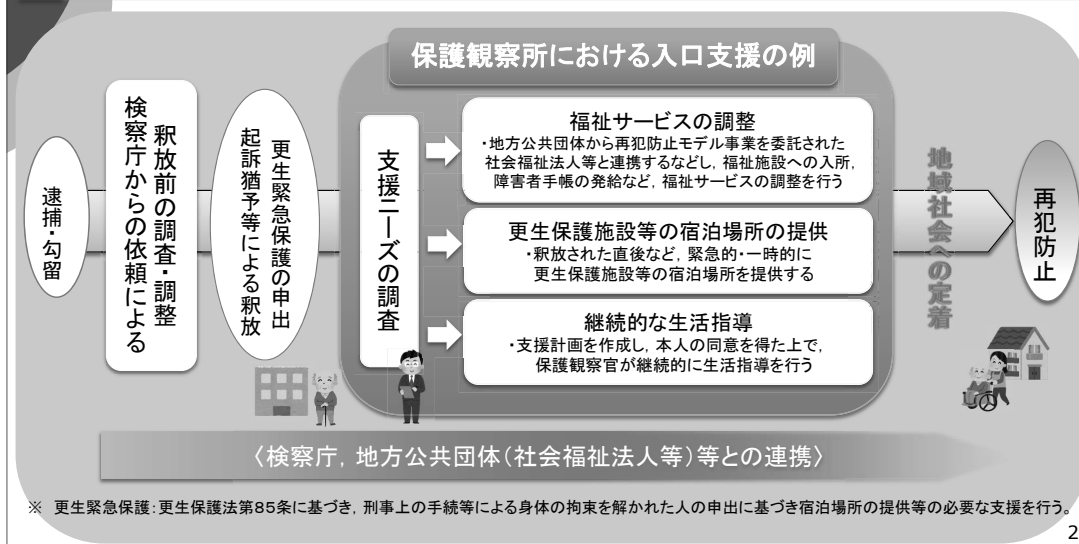
保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

内容

保護観察所が、本人からの更生緊急保護※の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等（例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等）を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

背景

再犯防止推進法第17条（犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる）の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。



26

「特別支援ユニット」の新設

◆特別支援ユニットの新設

「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。
H30.9末現在、19か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

◆特別支援ユニットの役割

特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

◆関係機関との連携

入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

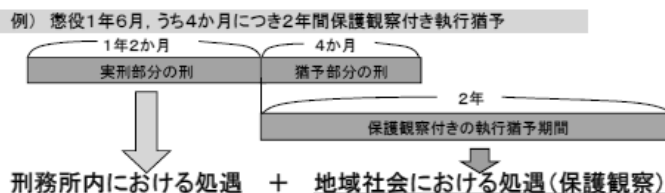
27

一部猶予の動向

◆刑の一部の執行猶予制度とは（H28.6.1制度開始）

3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる

- ・前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない初犯者等
→猶予中、保護観察に付することができる(裁判所の裁量)
- ・薬物使用等の罪を犯した者で初犯者でないもの(累犯者)
→猶予中は必ず保護観察に付す



◆言渡しの動向（平成29年）

- ・言渡し（確定）数…1,525件（うち保護観察付が1,522件）
- ・薬物事犯が大半。猶予期間は「2年」が大半。

◆出所の動向（制度開始からH30.5末まで）

- ・出所者…768人
- ・出所者の約8割が仮釈放

28

社会福祉法人 南高愛隣会

長崎定着の10年間の実践を踏まえて

The 基礎講座（定着）

長崎県地域生活定着支援センター（全定協業務事務局長 / 政策・実務部会長）
所 長 伊豆丸 剛史



目 次

- （１）関係性構築のPoint ～ 涙の数だけ強くなれるよ♪ ～
- （２）持続可能性のある地域で支える仕組み ～ 官 民 協 働 ～
- （３）ミルフィーユ型の地域での支え ～ 多様なシェルター ～
- （４）被疑者被告人段階からの福祉的支援 ～ 障がい者版フロー ～

ここに記載していることが「正答」ではありません。
ただ、長崎定着のSWとして10年間670名の対象者とすべて向き合い学んだ
「現場で生きる“コツ”」や「業務を行う上で知っておいた方が良い基礎」を
記載しています。皆さんの現場で、応用していただければと思います。

関係性構築のPoint

～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

■面接時や直接支援の際、留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙（エピソード）：「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ イヴ・シネスト氏によって開発された「見る（同じ目線）」「話しかける（優しく前向きな言葉・繰り返し）」「触れる（優しく触れる）」「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にしたケア。
- ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
- ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
→別れ際の握手
→起立して挨拶 etc



3

関係性構築のPoint

～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

3. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係＝その人のことを好きか、嫌いか”を大切にする

- ◆ ある学生の言葉：
「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」
「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」
- ◆ 南雲明彦さんの言葉（ディスレクシア（読字障害）当事者）

★涙（エピソード）：「それをしてくれる人のことが好きか嫌いかだね。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」（ぶどう社）P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



4

関係性構築のPoint

～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

4. “回数重ね”で勝負する ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと位置づける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという覚悟！



5. “振り回される”ということ ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。
- ◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



5

関係性構築のPoint

～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

6. “ハーム・リダクション” 的な視点の必要性

- ◆ ハーム・リダクションの概念：危害（harm）の軽減（reduction）
- ◆ 薬物依存症の者は短期、急激に薬物使用を打ち切ることとはできない、強制的にも止めさせられない、であるなら、せめて使用に際して安全性を向上させ、死亡やHIV感染、オーバードース（過剰摂取）などの事故を減少させたい。
- ◆ カナダのバンクーバー市には「インサイト」という公営施設があり、そこでは清潔な注射針、シリンジ（注射筒、いわゆるポンプ）、酒精綿などが調えられ、医師も待機する。薬物使用者はここで違法薬物を含めて安全に体内摂取できる。
- ◆ 大切なことは“再犯を止める”ことよりも、
支援の“糸（関係性）”が途切れないこと。

★涙（エピソード）：「罪にならなければ、いいじゃない」
「よし、スナック&パチンコ店のエコマップ作ろう！」



6